

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成23年2月22日(火) 午前10時00分～午前10時57分
会 場 委員会室

1. 出席者

2番 杉浦辰夫、 6番 磯貝正隆、10番 寺田正人、
13番 内藤とし子、16番 神谷宏、 17番 小嶋克文
オブザーバー 議長、副議長、9番 神谷ルミ

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

幸前信雄、杉浦敏和、鈴木勝彦、内藤皓嗣、水野金光、井端清則、
岡本邦彦

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 平成23年3月定例会について
 - (1) 議案の説明について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付について
 - (4) 予算特別委員会委員の指名について

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

(6) 議員派遣について

2 高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例の制定について

3 高浜市住宅リフォーム助成に関する条例の制定について

4 高浜市在宅重度要介護福祉手当条例の制定について

5 議会基本条例制定におけるパブリックコメントの意見提出状況等について

6 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

《議 題》

1 平成23年3月定例会について

(1) 議案の説明について

行政管理部長説明 それでは、3月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明申し上げます。案件といたしましては、同意が3件、一般議案が17件、補正予算が9件、当初予算が8件及び報告2件の計39件をお願いするものでございます。初めに、同意第1号は、公平委員会委員、中村さと子氏の任期満了に伴い、再度選任いたしたく、御同意をお願いするものであります。同意第2号は、固定資産評価審査委員会委員、松井勝彦氏の任期満了に伴い、再度選任いたしたく、御同意をお願いするものであります。同意第3号は、教育委員会委員、岸本和行氏の任期満了に伴い、新たに岸上善徳氏を任命いたしたく、御同意をお願いするものであります。次に議案第2号は、指定金融機関、岡崎信用金庫との契約期間の満了に伴い、新たに碧海信用金庫を指定金融機関に指定いたしたく、御議決をお願いするものであります。議案第3号

は、市民生活安定資金信用貸付保証制度の廃止に伴い、市民生活安定資金信用保証運営委員会を廃止するものであります。議案第4号は、国民健康保険の被保険者に係る出産育児一時金の額について、平成22年度末までの暫定金額を本則で定めるものであります。議案第5号は、衣浦衛生組合の会計管理者の選任方法について、組合の管理者が任免する方法に改めることにより、会計事務の合理化、効率化を図るものであります。議案第6号は、西尾市と幡豆3町の合併に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約について、条文の整備を行うものであります。議案第7号は、道路、法定外公共用物及び準用河川に係る占用物件の種類及び占用料の額を改定するものであります。議案第8号は、教育長の給与について、一般職の職員に準拠した支給方法から常勤特別職の職員に準拠した支給方法に改めるものであります。議案第9号は、職員定数の現状を踏まえ、職員の定数を改定するものであります。議案第10号は、平成23年度における市長、副市長の給料月額について、市長にあつては20%、副市長にあつては10%を減額するものであります。議案第11号は、財団法人衣浦地域職業訓練センター管理公社の解散に伴い、職員を派遣することができる公益的法人等から、当該公社を除くものであります。議案第12号は、行政の合理化、効率化を推進するため、事務分掌の見直しを行うものであります。議案第13号は、副市長の定数を一人に改めるものであります。議案第14号は、西尾市と幡豆3町の合併に伴い、愛知県市町村職員退職手当組合規約について、条文の整備を行うものであります。議案第15号は、刈谷市との間に定住自立圏の形成に関する協定を締結するものであります。議案第16号は、いきいき広場において保健センター事業を行うとともに、現在ある保健センターの名称を改称するものであります。議案第17号は、いきいき広場における一般の利用に供する施設及び当該施設の使用料を定めるものであります。議案第18号は、西尾市と幡豆3町の合併に伴い、西三河地方教育事務協議会規約について、条文の整備を行うものであります。続きまして、議案第19号は、一般会計の第5回補正予算で、補正予算書の5ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ1億3,139万4,000円を追加し、補正後の予算総額を133億7,516万4,000円といたすものであります。8ページをお願いいたします。

繰越明許費は、木造住宅耐震化緊急支援事業、都市計画マスタープラン修正業務委託事業、小学校図書購入事業、中学校図書購入事業及び図書館設備等改修事業において、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをいたすものであります。次に64ページをお願いいたします。歳入であります。9款1項1目、地方交付税は、国の補正予算による地方交付税の増額に伴い、普通交付税3,104万8,000円を増額いたしております。次に72ページをお願いいたします。17款1項1目、基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金ほか、8,628万5,000円を増額いたしております。歳出についてであります。74ページをお願いいたします。2款1項18目、防災対策費は、説明欄の1、防災活動事業のうち、木造住宅耐震化緊急支援事業費補助金は、国の補正予算を活用して、既存の木造住宅耐震改修費補助金に上乗せを行うもので、450万円を計上いたしております。82ページをお願いいたします。4款1項3目、医療対策推進費は、病院事業運営費補助金として1億8,310万7,000円を増額いたすものであります。次に86ページをお願いいたします。10款2項2目及び10款3項2目の教育振興費並びに10款5項2目の生涯学習機会提供費は、国の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業に基づくもので、小学校図書購入費として170万円、中学校図書購入費として80万円及び図書館設備等改修工事費として315万円を計上いたしております。次に議案第20号から議案第26号までは、1ページにお戻りいただきますと、国民健康保険事業特別会計ほか、6特別会計の補正予算で、主な内容は、事務事業の確定あるいは年度末の決算見込み等に伴う補正のほか、老人保健特別会計にあつては今年度限りで会計を廃止することに伴う補正であります。議案第27号は別冊となりますが、水道事業会計の第3回補正予算で、減価償却費、資産減耗費の確定に伴う補正であります。続きまして、平成23年度当初予算について申し上げます。初めに議案第28号は、一般会計予算で、予算書の1ページをお願いいたします。一般会計の予算総額は、133億7,180万円で、対前年度比プラス5.1%、6億4,790万円の増となっております。10ページをお願いいたします。地方債につきましては、臨時財政対策債の借り入れとして、5億7,000万円を計上いたしてお

ります。歳入について申し上げます。53ページをお願いいたします。1款、市税は、75億8,009万3,000円で、前年度より1億5,827万8,000円の増を見込んでおります。58ページをお願いいたします。市税であります。1款1項1目、個人市民税は、22億7,193万4,000円で、前年度より6,345万3,000円の減収を見込み、2目、法人市民税は、4億1,262万円で、前年度より2億2,733万円の増収を見込んでおります。64ページをお願いいたします。9款1項1目、地方交付税は、普通交付税として2億円、特別交付税として1億7,000万円を計上いたしております。70ページをお願いいたします。13款1項1目、民生費国庫負担金は、2億4,008万6,000円を増額いたしておりますが、主に子ども手当負担金の増によるものであります。80ページをお願いいたします。

17款1項1目、基金繰入金は、財政調整基金繰入金ほか、9億8,272万7,000円を計上いたしております。続きまして、歳出についてであります。92ページをお願いいたします。2款1項3目、市民活動支援費は、説明欄の4、市民自治力推進事業として119万6,000円を計上し、市民自治力推進のためのシンポジウムを開催してまいります。102ページをお願いいたします。2款1項12目、企画費は、説明欄の2、総合計画進行管理事業として360万2,000円を計上するとともに、説明欄の3、自治基本条例推進事業として198万円を計上し、第6次総合計画及び自治基本条例の推進を図ってまいります。104ページ、105ページをお願いいたします。同じく企画費の説明欄の4、公共施設あり方検討事業では、今後の公共施設のあり方を示す基本計画を策定するため、878万6,000円を計上いたしております。106ページをお願いいたします。2款1項16目、防犯対策費では、説明欄の1、防犯灯施設事業として3,717万4,000円を計上し、LED防犯灯施設整備等を図ってまいります。108ページをお願いいたします。2款1項18目、防災対策費では、説明欄の1、防災活動事業として2,952万7,000円を計上し、防災ネットワークを構築するためのアドバイザー委託のほか、地域における防災力の向上を図ってまいります。128ページをお願いいたします。3款1項3目、障害者在宅・施設介護費では、説明欄の2、

地域生活支援事業として6, 789万1, 000円を計上し、障がい者の地域生活を総合的にサポートする、総合コーディネーターを配置してまいります。

134ページをお願いいたします。3款1項8目、高齢者社会参加推進費では、説明欄の3、元気高齢者応援事業として379万円を計上し、いきいき健康マイレージ事業を実施してまいります。154ページをお願いいたします。3款2項3目、家庭支援費の説明欄の17、こども発達応援事業では、こども発達センターを設置するもので、2, 755万2, 000円を計上いたしております。180ページをお願いいたします。7款1項2目、商工業振興費では、説明欄の6、コミュニティビジネス創出・支援事業として、コミュニティビジネスの創出に向けた支援を図るもので、200万円を計上いたしております。190ページをお願いいたします。8款5項4目、公園緑化費は、説明欄の1、公園整備管理事業として6, 588万7, 000円計上し、指定避難所である都市公園に、環境に配慮したLED照明灯を設置してまいります。196ページをお願いいたします。10款1項1目、教育委員会費では、説明欄の1、教育委員会運営事業として348万5, 000円を計上し、教育基本構想を策定してまいります。218ページをお願いいたします。10款5項3目、生涯学習推進費は、説明欄の2、生涯教育活動推進事業として211万円を計上し、生涯学習基本構想を策定してまいります。同じページの4目、青少年育成・活動支援費では、説明欄の2、放課後居場所事業として439万5, 000円を計上し、全小学校区に子供の放課後の居場所を確保してまいります。以上が一般会計予算の概要でございます。次に議案第29号から議案第34号までは、国民健康保険事業特別会計ほか、5特別会計の当初予算であります。予算書の1ページにお戻りをお願いいたします。特別会計全体といたしましては、予算総額は、70億2, 801万7, 000円で、国民健康保険事業における保険給付費の減、土地取得費特別会計における土地取得費の減等により、前年度比マイナス1.5%、1億1, 026万5, 000円の減となっております。続きまして、議案第35号は、別冊となりますが、水道事業会計予算で、年間総給水量を500万立方メートルと見込み、総予算額を前年度当初比12%増の総額11億4, 673万1, 000円といたすものであります。最後になりま

すが、報告第1号及び報告第2号は、平成23年度の高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況についての報告でございます。3月定例会に付議させていただきます案件につきましては、以上のとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま、当局の説明よりありましたとおり、同意3件、一般議案17件、補正予算9件、当初予算8件、報告2件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

市長 質疑の前に一言御説明をさせていただきます。議案第13号、高浜市副市長の定数を定める条例の一部改正についてでございます。私、一昨年9月に就任をさせていただきました。半年後、副市長の定数2のまま、今その後藤副市長、杉浦副市長、2名の副市長の選任を皆様方をお願いをした経緯がございます。この1年半の間、大変御努力をしていただいて、私の心もとない行政運営の補佐をしておっていただきました。昨年のある時期に後藤副市長のほうから、3月末をもって職を辞したいという退職の願いが出されました。私に、本当に支えていただいて、私も事業の遂行のために二人の副市長ということで、お願いをしてまいりました。1年半経って、ひとり立ちといいますか、できるところを見ていくべきじゃないのかということ、背中を押していただいたというふうに思っております。そういった中で、課題はたくさんございますが、一人の副市長と私とで、行政運営を行ってまいりたいと思っております。定数の削減という形で条例を提案をさせていただきました。若干の説明でございます。どうぞよろしくをお願い申し上げます。

委員長 ございますか、質疑。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 それでは当局の方は、御退席を願います。御苦勞様でございました。

当局退席

(2) 議案の取り扱いについて

事務局説明 それでは議案の取り扱いについて説明をさせていただきます。3月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に昨年12月15日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、3月1日から3月23日までの23日間でございます。議案の取り扱いにつきましては、3月1日の本会議初日において、同意第1号から第3号を即決でお願いし、議案第2号から議案第35号の上程、説明を受け、報告第1号及び報告第2号の報告を受けます。3月3日(第2日目)と4日(第3日目)の2日間は、一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、3月7日の第4日目は、議案第19号から議案第27号までの補正予算の質疑、討論、採決をお願いし、議案第2号から議案第18号並びに議案第28号から議案第35号の総括質疑、予算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。3月9日、10日については、予算特別委員会に議案第28号から議案第35号までの8議案の審査をお願いするものです。3月15日の総務建設委員会においては、議案第2号から議案第14号までの13議案を、3月16日の福祉文教委員会においては、議案第15号から議案第18号までの4議案の付託案件の審査を願うものでございます。最終日の3月23日に、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順で行います。なお議員提出議案につきましては、後ほどの議題で、その取り扱いを御協議いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

委員長 今、お話がありましたように、議員提出議案については、後で御協議をしていただきますけれども、それ以外の当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説明しました案のとおり決めさせていただきます。よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定をさせていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、「議会運営に関する申合せ」により、2月23日、水曜日の午前8時30分から2月25日、金曜日の午後5時までといたします。質問の順序は受付順といたします。ただし、23日の午前8時30分以前に二人以上ある場合は、抽選により、質問の順序を決めさせていただきます。これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。ここで事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

事務局説明 それではお願いいたします。既にお手元のほうに配布させていただいておりますが、一般質問通告書の様式の件で、若干、様式を改正させていただきました。改正点は、現在、一括質問一括答弁方式に加えまして、一問一答方式の選択制試行導入がされております。そこで、一問一答方式を選択された議員の皆さんの通告書には、欄外にその旨を表記する取り扱いで対応しておりますが、本市同様に選択制を導入している近隣市の様式を参考にさせていただきました。様式を見ていただきますと、黄色のマーカを引かさせていただいておりますが、様式の真ん中あたりにありますように、質問方式欄を追加させていただきましたので、通告書提出時に質問方式が一括質問一括答弁方式か一問一答方式であるか、選択されたほうの番号に丸を付していただきたいと存じます。それから、答弁者欄ですが、従来、答弁者となっていたのを希望答弁者と文言を変えさせていただいております。これは、特段の変更意味はございません。単なる文言変更のみでございます。以上でございます。御了承のほうよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ただいま事務局から一般質問通告書の様式改正の説明がありましたが、御了承を願いたいと思います。

(4) 予算特別委員会委員の指名について

事務局説明 予算特別委員会委員の構成メンバーは、4年間の構成表をもとに昨年8月25日に開催されました議会運営委員会で委員を選出していただいておりますので、御報告のほうをさせていただきます。杉浦辰夫議員、杉浦敏和議員、磯貝正隆議員、内藤皓嗣議員、神谷ルミ議員、水野金光議員、岡本邦彦議員、神谷宏議員、小嶋克文議員、以上9名の議員の皆様となります。

委員長 今、事務局が報告をいたしました9名を議長より指名することに、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をいたします。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、請願書1件及び陳情書3件であります。意見書(案)はございません。請願書につきましては、請願第1号、いきいき銭湯無料開放の継続を願う請願であります。ここで、請願第1号の紹介議員であります、内藤とし子委員から概要説明をお願いをいたします。

説(13) 説明をさせていただきます。これは請願代表者に高浜の八幡町の都築光秋さんという方がなっておられますが、いきいき銭湯無料開放を今してるんですが、それを継続をしていただきたいという請願です。請願趣旨を朗読して、説明にいたします。請願趣旨、高浜市はこれまで閉じこもり予防として、高齢者の外出機会をつくり、実施してきた、いきいき銭湯の補助を打ち切ることですが、一人当たりの費用もわずかですし、入浴を楽しみに遠くから通ってきている人もいます。かわりの入浴事業もなしでは、介護保険をできるだけ使わないで、元気でいきいき暮らそう、閉じこもり予防にも効果的と言って

きたのに、これまで言ってきたことをどうして違えるのでしょうか。いきいき銭湯を楽しみにしてきた年寄りの気持ちをくんで、いきいき銭湯を廃止しないで継続してください。あわせてサン・ビレッジの有効活用として、サン・ビレッジの無料券を支給してください。請願項目、一つ、いきいき銭湯の無料開放の継続をしてください。一つ、サン・ビレッジの無料券を支給してください、というものです。ぜひよろしく願いいたします。紹介議員は、井端と水野さんと私と3人です。

委員長 ありがとうございます。ただいま請願書の紹介議員より説明がありましたが、何か質疑がございましたらお願いをいたします。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、請願第1号及び陳情第1号から陳情第3号につきまして、付託先の委員会を事務局から発言を願います。

事務局説明 それでは、提出されました請願1件及び陳情3件の付託委員会ですが、順に請願第1号、いきいき銭湯無料開放の継続を願う請願は福祉文教委員会に、陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情は福祉文教委員会に、陳情第2号、「T P Pへの参加に反対する意見書」を求める陳情は総務建設委員会に、陳情第3号、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情は総務建設委員会に、以上、請願1件及び陳情3件につきまして、それぞれの常任委員会に付託するというようお願いしたいと存じます。

委員長 ただいま、請願及び各陳情の付託委員会について、事務局より発言がありましたが、そのように決定をさせていただいて、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をさせていただきます。

(6) 議員派遣について

事務局説明 お手元の別紙の議員派遣について（案）を御覧いただきたいと思
います。この件に関しましては、議員を派遣しようとするときは議会の議決で
これを決定すると会議規則で定められていますので、議員派遣についてを議長
発議で行っていただきたいと思います。内容につきましては、東海市議会議長
会の定期総会が三重県鈴鹿市において開催されますので、4月14日に議長と
副議長が出席する予定でございますが、議長は議会を代表するということで議
員派遣の対象にはなりませんので、副議長の北川広人議員を派遣させていただ
くというものでございます。なお、例年ですと4月の臨時会で議決をいただい
ておりますが、本年につきましては、臨時会の開催日と開催の有無の関係で、
この3月定例会の最終日に議長発議で議決をお願いするものでございます。以
上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明をいたしました案のとおり、3月定例会の最終
日に議員派遣についてを議長発議で行うということによろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をさせていただきます。

2 高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例の制定について

説（副議長） それでは提案説明をさせていただきます。提出者は私、北川広人で
進めさせていただきます。まずこの条例提案に至った経緯でございますけども、
平成20年8月に行った市民意識調査において、交通や犯罪などの安全なまち
づくりがされている、という項目の重要度が最も高いという結果が出ておりま
す。また五つのまちづくり協議会すべてが、地域計画に掲げ、防犯の取り組み
が実施されていることから、第6次高浜市総合計画での基本目標である、安全・
安心が実感できる基盤づくりを進めます、での目標達成に向けての考え方に、
空き巣などの防犯に対する備えと地域ぐるみの取り組みが大切である、と位置
付けられています。以上のように地域、関係機関、行政が一体となって、それ

それぞれができる範囲で自主的に犯罪防止活動を行うことにより、犯罪を起こしにくい地域社会をつくとともに、犯罪被害者をつくらない社会づくりを進め、その活動を継続することにより、安全で安心して暮らせるまちにしていきたいということから条例制定をするものです。それでは、条例の中身の説明をさせていただきます。まず第1条では目的を、第2条、定義では本条例での用語の意味を定めさせていただき、第3条、基本理念では、犯罪のないまちの考え方を示すとともに、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという考え方を基本とし、市、市民、市民団体、事業者、関係機関等が連携を図りながら、協働して推進するものとしています。第4条は市の責務を、第5条は市民及び市民団体の責務を、第6条は事業者の責務を規定し、第7条、自主防犯活動の推進では、現在様々な団体が行っていただいている防犯活動をより一層効率的、効果的に進めるためのことを規定しております。第8条、子どもの安全確保では、特に子供に特化しており、犯罪被害者にならないための防犯教育の充実や登下校時の安全確保を進めるためのものが規定してあります。第9条では高浜市防犯ネットワーク会議の設置についてであります。ここでは、情報開示と情報交換等により、自主防犯活動においてより効率的、効果的な活動に向けての話し合いや犯罪の防止に関する施策の協議や検討を行い必要に応じて市長に意見を述べるができることとしています。また附則において施行を平成23年7月1日としており、市民事業者、関係団体への周知期間として十分考慮させていただいております。以上で条例の提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの説明に対して質疑がありましたらお願いをいたします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、この議案の取り扱いについて、事務局から説明を願います。

事務局長説明 議員提出議案であります本条例は、議案第36号として、本会議初日に上程し、総務建設委員会に付託いたしたいと存じますので、よろしく

お願い申し上げます。

委員長 ただいまの説明に対して、御協議をお願いいたしたいと思います。

意見なし

委員長 それではこの取り扱いについては、事務局長が発表したとおり、そのようにしてよろしいでしょうか。

異議なし

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をいたします。

3 高浜市住宅リフォーム助成に関する条例の制定について

説（13） この高浜市住宅リフォーム助成に関する条例の制定については、住宅リフォームにかかる費用の一部を助成することで、住宅の改修を促進して、安全、安心で快適な住環境の整備や市内産業の振興、また雇用の安定を進めるというために条例の制定を提案したものです。19条からなっておりまして、目的、定義、助成の内容。定義では、居住の用に供する部分ということで、いうことを定義をしております。市内に本店を置く市内業者または市内在住の個人事業主、建設業を営む者というような定義をしております。助成の内容は、同一住宅については1回限りとする。それから助成金の交付対象となる改修工事としては、市内の建設業者が行う改修工事で、ほかに委託しないということを入れてあります。改修工事に要する費用は、10万以上のものと。例えば介護保険法とか障害者自立支援法などでかかるものについては、改修工事の費用の中には入れないということ。助成金の交付対象者としては、本市に住所を有する者、改修工事を行う住宅の所有者ということ、市税その他市の各種融資の償還については、滞納をしていないということ。同一交付対象者への助成金の交付は、1回限り、いうことを決めています。助成金の額としては、工事に要する経費の100分の10に相当する額ということで、相当する額が20万円

を超えるときは20万円、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これは切り捨てるということを決めています。助成金の交付の申請、助成金の交付決定、助成事業の変更、助成の届出、完了の届出、完了検査、助成金の額の確定、助成金の交付、助成金の返還、助成金の返還にかかる延滞金ということで19条から制定を提案させていただきました。ぜひよろしく願いいたします。

委員長 ただいまの説明に対して質疑がありましたらお願いをいたします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、この議案の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局長説明 本条例につきましても議員提出議案でございますので、議案第37号として、本会議初日に上程し、総務建設委員会に付託をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

委員長 ただいまの説明に対して、御協議をお願いいたしたいと思っております。

意 見 な し

委員長 それでは御協議をいただいたということで、この取り扱いについては事務局長の発表とおおり、そのようにしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をいたします。

4 高浜市在宅重度要介護福祉手当条例の制定について

説(13) 高浜市在宅重度要介護福祉手当条例の制定については、11条からなっておりますが、介護保険法ができるまではねたきり手当という制度があ

りましたが、社会的介護とか公的介護とかいわれて、制度がなくなりました。でも在宅で見ている方は今現在でも多数おられますし、施設も足りないということがあります。政府のほうも在宅介護ということを言い出していますので、この制度を復活させることで、在宅で見られる方々が精神的にも経済的にも光を当てるといいますか、励ますということを目的として、制定するように提案をいたしました。制定の目的としては、今言ったようなことがあるんですが、内容としては重度の要介護者、この場合は要介護4、5をいっていますが、在宅で支えている家庭は精神的にも経済的にも負担が大きいことから、本人所得が一定額以下の対象者に福祉手当を支給することにより、重度要介護者を精神的かつ財政的に支援するという、在宅重度要介護福祉手当の受給対象者は、市内を住所を有する在宅重度要介護者、要するに要介護4、5として、介護保険の施設入所サービスを受けていない者を対象とする。手当の支給金額は月額5,000円として、年3回にまとめて支給する。対象者の条件としては、要介護4とか要介護5のうち、在宅で介護を受けている者で、年間本人所得が200万円以下の者を対象とするということで、年間予算、今年の12月現在で該当者約160人みえるそうですので、年間予算一人6万円として、160人で960万円ということを見込んでいます。財源としては財源調整基金の活用ということを考えていますが、ぜひよろしく願いいたします。

委員長 それでは、ただいまの説明に対して質疑がございましたらお願いをいたします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、この議案の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局長説明 本提出議案につきましても、議案第38号としまして、本会議初日に上程をいたし、福祉文教委員会に付託をいたしたいと存じますので、よろしく願いを申し上げます。

委員長 ただいまの説明に対して、御協議をお願いをいたしたいと思います。

意見なし

委員長 それでは御意見もないようですので、この取り扱いについては事務局長の説明のとおりにしてよろしゅうございますでしょうか。

異議なし

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をいたします。

5 議会基本条例制定におけるパブリックコメントの意見提出状況等について

委員長 それでは資料、お願いいたします。

資料配布

委員長 この件につきましては、議員全員の皆さんに意見箱の設営、意見書の回収、意見箱の撤収に当たり、御協力をいただきましたことに感謝申し上げます。そこで、今お配りをいたします、提出されました意見等の一覧表をお手元に配布させていただいておりますけれども、これにつきましては市議会として回答をする、また、それを公表することということになっておりますので、これをいかにさせていただくかということでございます。まずはお目通しをいただきたいと思えます。まず一つの考え方として、一度持ち帰って各会派で御検討をお願いしたいということがございます。それともう一つは、今この御意見、御提案の内容を見ていただきますと、この基本条例制定云々についての御意見が非常に少のうございます。そういうことで、ほかに議会あるいはまた行政、それに関する部分が結構ございます。そういうことで、一つの案でございますが、次回の議運開催までに正副委員長にお任せをしていただいて、それを例えば議会基本条例に関する部分については、こういう市民の皆さんに御回答をしようという案文をつくらせていただきたいというふうに思っておりますが、ど

のようにさせていただいたらよろしいでしょうか。いずれにしても、次回の開催日を御決定いただかないかんというふうには思いますので、よろしく願いをいたします。事務局、全部で何件ございますか、計算すると。

事務局 パブリックコメント自体は合計で10件ありましたが、議会に関するものが4件、議会以外に関するものが6件となっています。

委員長 基本条例に関するものは、今申し上げましたとおりいいですか。ほとんどないようですが。

事務局 議会に関するものが4件の中で、議会基本条例に関するものは0件ということでした。

委員長 それでは御意見をちょうだいいたしたいと思いますが、先ほど私のほうから御提案申し上げましたが、いずれにしましても基本条例制定についての御意見がございません。そういうことで、ほかの御提案、議会に対する、あるいは行政に対する御提案についてのことも含めまして、このこうしてもらいたいということに関しまして、議会としての考え方を市民の皆様にご提示をしたいと思いますというふうに思います。これを正副委員長にお任せいただいてもいいですか。次回の議運には御提示させていただくようにしますので、ひとつそれでよければ進めさせていただきますが、いいですか。

意 見 な し

委員長 それでは御意見もないようですので、正副委員長にお任せをいただいて、我々の議会の考え方を市民の皆さんにご提示をさせていただく、その案文をこちらでつくりますので、次回の開催日に御提示をさせていただきます。それでは次回の議運の開催日ですが、これは何か事務局のほうで案がありましたら。

事務局 3月7日、本会議第4日目、総括質疑になりますけれども、このときに自由討議案件を検討する議運を開催をするという予定になっておりますので、次回は3月7日、月曜日、本会議終了後の各派会議が開かれ、その後の議運の開催という予定でおりますので、よろしく願いを申し上げます。

委員長 今、局長のほうから提案がありました。事務局のほうはまた応援願うわけですが、それで間に合いますか。それではそういうことをございますので、3月7日の本会議第4日、総括質疑後の自由討議案件を検討する議運、その後でこれに関する議運、議運の中でまた話を進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

6 その他

委員長 それでは市議会取材依頼について、事務局から説明をお願いします。

事務局 市議会取材依頼につきましては、例年のごとく、株式会社キャッチネットワークより、3月定例会の初日、3月1日ですが、に行われます市長の施政方針と教育長の教育行政方針の撮影と、翌日以降のニュースとして放送したい旨の御依頼がありましたので、よろしく願いしたいと思います。

委員長 それでは次に、先ほど申し上げました、3月7日の月曜日、本会議第4日の終了後、各常任委員会での自由討議に関する案件を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催をいたしますので、先ほどの件でございますが御予定をお願いします。さらに最終日に上程予定の議会基本条例関係等についての議会運営委員会の開催日をお決め願いたいと思います。案といたしましては、3月16日の水曜日、福祉文教委員会終了後、その後に委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

意（16） 3月16日、欠席になりますので、お願いします。

委員長 そうしますと、それはそれでいいですか。それとも代理出していただけますか。議運ですから、代理はないですね。了解しました。そのようにさせていただきます。それでは3月16日、福祉文教委員会終了後、または委員協議会開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催をいたしますので、よろしく願いをいたします。なお、通常次期定例会の日程をこの日に決定することとなるわけでございますが、議会人事等にかかる5月の臨時会及び6月定例会の日程は、改選後の議員による仮議会運営委員会で決めることとなりますので、御了承を願いたいと思います。それではほかに皆さんのほうで

あれば願います。

意見なし

委員長 なければ事務局から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

事務局長 それでは、第2回臨時会のことで1件お願いをさせていただきます。例年4月に臨時会、いわゆる税制改正の関係での臨時会が開催をされております。今回につきましても、今の予定では4月12日、火曜日に第2回臨時会の開催をお願いさせていただきたいと思っております。なお、その市税条例等の一部改正に伴う関係では、この3月定例会の最終日に全員協議会でその辺を説明がされるという予定でもありますので、御承知おきをいただきたいと思います。したがって、4月12日に臨時会開催ということになりますと、1週間前の4月5日、火曜日の午前10時から議会運営委員会の開催をお願いをさせていただくという日程になりますので、そのようにお取り計らいをお願い申し上げたいと思います。なお、小学校、中学校の入学式でございますが、小学校が4月6日、中学校が翌4月7日ということ承っておりますので、あわせて申し添えさせていただきます。以上でございます。

委員長 ただいま、事務局から臨時会等の日程について、事前予定の依頼がありましたので、御予定のほう願います。

委員長挨拶

閉会 午前10時57分

議会運営委員会委員長